



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山口秀子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 発行日(月刊)
 平成15年8月10日

会長任期を終えて

滋賀県行政書士会名誉会長

日本行政書士会連合会名誉会長

盛武

隆

このたび日行連会長の任期を満了いたしました。三期六年間の任期を振り返って、寄稿する機会を与えていただいたことに感謝し本稿を記します。

かつて私は日行連組織運営検討特別委員会で、それまで会長任期が長期化しその弊害が顕著になっていた日行連運営を改善すべく、任期に制限を設けることを提言し、その後の組織改善検討特別委員会において会則改正を提唱し実現した体験を持っています。

あらゆる改革が求められ激変する時代にあって、私の統投を求める声があるとの情報も寄せられておりました。しかし自らが提唱した会則の適用第一号者が私であったことに、運命を感じるとともに、甘言に惑わされることなく会則遵守をまっとう出来た事に誇りを感じております。会長在任中は、ほぼ毎国会に行政書士法改正案を提出することができました。

とかく行政書士法改正には自動車業界の反対という図式が定着している中で、法改正は遅々として進まず、それが原因で制度改革は停滞し、他の資格制度から大きく遅れをとっていました。

私は当初会長就任にあたり、国民のニーズ、すなわち行政書士業務の市場変化を先取りすること、先行する他資格制度に肩を並べ、その次には国民の行政書士に対する需要創造によって他資格を追い越すという制度設計が必要であると考えました。

具体的には、行政書士制度の基盤構築の工程表を策定し「日本行政」で公表するとともに、その手順に沿って改正をすすめました。会長在任の六年間の勤務評価はまだですが、時代の要請に追いつき追い越せの流れは日行連組織の中に定着するとともに会員各位に一定の理解を得ることができたと考えています。

法改正の結果、段階的に行政書士制度が国民のニーズを充足することが明らかになるにつれて、行政書士試験受験者が増大し登録入会会員が増加しました。この現象は行政書士会に対する社会的評価が向上した結果ではないでしょうか。

この現象を成功体験とするとき、会長によってはその実績を振りかざして会則改正を行い、三年の任期の延長または削除という延命策を画策することがまま出ることが予測できます。優勝劣敗の市場競争原理において成功体験に酔い痴れるということとは、行政書士会組織にあつてはまさに会長任期の延長という現象で現れてきます。

そして会長を取り巻く日行連役員は任期に制限がないため、自らの延命策を「寄らば大樹の陰」という気持ちを潜在的に持ち、強力な会長権力にその実現を求めます。この結果が組織運営におけるワンマン体制の定着を招くのです。

私の任期満了に伴う日行連会長選挙においては、それを証明するような現象が随所に見られました。全国会員の負託を受けた日行連の役員といえども、究極の場面にその身を晒すとき、ポジションをどこに求めるか、その

確保にいかにか躍起になるかが少なからず露呈しました。そこには行政書士制度構築という大義が見失われていると私には感じられるほどでした。

ワンマン体制の維持に汲々とする組織においては、役員はこのようなしがらみから解放されず、新たな制度改革の実行に伴うリスク回避に回ります。すなわちトップの成功体験が制度改革や組織改革にブレーキをかけます。その防止策として、任期満了に伴うスムーズな会長の交代が最適であることが理解いただけることでしょう。

以上述べてきた経緯からも伺われるように、宮内一三東京会会長が当選されたことの意味は大きなものがあります。日行連の組織が行政書士制度基盤構築のための新たな挑戦を必要としていること、司法制度改革等における行政書士制度の社会的位置づけに対する危機感が高まっていること等を考慮するとき、宮内一三会長こそがその任に当たる最適任者であることを全国会員が喝破した所以であります。宮内会長は私とともに六年間副会長としてその任に当たりました。その実績に立って危機感に埋没することなく、自信を持って制度構築に邁進し、得意なマネジメント能力を駆使し、日行連の組織活動力の効果を最大限に引き出すことが期待できる人です。

このような新会長の誕生を成し遂げた日行連にあつては、行政書士制度構築の更なる充実が大いに期待できます。日行連会長選挙においては、会長という地位の確保にこだわりを持つ者を選ぶのか、成果を求めて会長の職務権限を最大限活用することにこだわりを持つ者を選ぶのか、その結果は行政書士の将来を左右するほどの重要な意味を持つのです。滋賀会の賢明な選択に敬意を表する次第です。

行政書士法の一部改正が成立

さて、さる7月23日行政書士法一部改正案が成立しました。この時点における主要な改正点について私なりに整理してみます。

まず閣議決定による改正項目として

研修の義務化 法人化
 国民の懲戒請求権 懲戒処分者の公表 の4項目

これに関連して

行政書士および行政書士法人による行政書士の雇用
 行政書士による他の行政書士及び行政書士法人への業務委託
 行政書士会・日行連・行政書士法人の類似名称の使用禁止と罰則、(行政書士法人の責任の範囲)行政書士業務の明確化
 罰金額の引き上げ

があげられます。ビジネスチャンスの到来としていかに活用していくか会員各位の力量に期待申し上げ本稿を閉じます。